

# 米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領

令和4年3月1日施行

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この要領は、米原市道路占用規則（平成17年米原市規則第127号。以下「規則」という）第8条第2項に基づく占用に関する工事等（以下「占用工事」という。）を実施する場合に適用する。占用工事をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、この要領に基づき適切に占用工事を施工しなければならない。

### (瑕疵担保)

第2条 申請者の施工した占用工事について、第20条の検査確認後に、申請者の故意または重大な過失が原因で道路を損傷させた場合には、米原市長（以下「道路管理者」という）の指示に従い、申請者の負担において直ちに補修しなければならない。

### (第三者に与えた損害)

第3条 前条の規定による申請者の瑕疵により、他の申請者または第三者に損害を与えたときは、申請者の責任においてすべて解決するものとする。

### (占用工事の施工)

第4条 申請者は、占用工事の施工に当たっては、この要領に記載した事項のほか、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書付則」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」のほか各種法令基準（以下共通仕様書等という）によらなければならない。

このほか、施工の細部について疑義が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議しなければならない。

### (安全対策)

第5条 申請者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」および「道路工事保安施設設置基準（案）」により保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

2 申請者は、占用工事を計画する際に関係機関と協議のうえ、事故発生時の連絡機関および応急処置系統図（以下「応急系統図」という。）を作成し、必要に応じて許可申請時に添付しなければならない。

3 申請者は、万一事故が発生したときは応急系統図に基づき、直ちに所轄警察署長、道路管理者、その他関係機関に連絡するとともに、事故現場における交通の安全確保に努めなければならない。

### (道路使用許可)

第6条 申請者は、占用工事の着手までに事前に公安委員会から道路交通法第77条に基づく「道路の使用許可」を受けなければならない。また、その際の許可条件を遵守して占用工事を施工しなければならない。

(他の占有者等との協議調整)

第7条 申請者は、占用工事の施工に際し、工事により影響を来たす可能性のある占有物の管理者等と常に協議調整を行い、必要に応じて占有物の保全に努めなければならない。

(復旧の基準)

第8条 占用工事の復旧工事は、工事前の路面と同等強度および機能以上の路面に復旧するものとし、「米原市道路路面復旧基準」の定めるところにより施工するものとする。

(復旧範囲の決定)

第9条 占用工事の復旧工事を行う範囲は、申請者と現地の状況を確認の上、「米原市道路路面復旧基準」に定める範囲を基準として、道路管理者が決定するものとする。

## 第2章 施工

(工事の着工)

第10条 申請者は、占用工事の着工に当たって、工事着工届（規則様式第5号）を道路管理者に提出しなければならない。

(掘削)

第11条 占用工事の掘削は、滋賀県の「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき行うものとし、必要に応じて土留工を施すなど、安全かつ確実に施工しなければならない。

- 2 掘削の前に地下構造物や地下埋設物の調査を行い、それらに悪影響を来たさないよう適切に掘削施工しなければならない。また必要に応じてこれらの管理者と協議調整を行い、立会いを求めなければならない。
- 3 掘削の範囲は、交通の解放を勘案した範囲に留めなければならない。
- 4 コンクリートまたはアスファルトで舗装された道路を掘削する場合は、それぞれに適応したカッター等を使用して掘削し、余分な範囲に影響を来たさないよう努めなければならない。
- 5 掘削は、丁張りを設けて丁寧に掘削するものとし、掘削土砂等は直ちに搬出すこと。ただし、再使用に十分耐えうるものは、交通上支障のない場所に整理堆積し、道路管理者の承認を得て埋め戻しに使用することができる。
- 6 軟弱地盤または湧水地帯での掘削に際して水替えを行う場合は、その排水先に注意し、公共用水域の汚濁を招くことのないよう努めなければならない。
- 7 掘削に際しては、沿道土地利用者の道路への出入りに支障を来たさないよう措置を講じなければならない。
- 8 道路の平面交差部は、原則として非開削工法の採用等を検討し、交通への悪影響を低減するよう努めなければならない。

(埋戻し)

第12条 掘削部は即日埋戻して復旧を行い、原則交通の開放を図らなければならない。ただし、非開削工法での立坑などで掘削状態を継続する場合は、交通規制について公安委員会等との協議を経たうえで第5条の規定による保安施設等を適切に設置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

- 2 申請者は、道路工事の施工場所が、後日、沈下することのないよう、共通仕様書等に基づき、

適切に埋戻さなければならない。

- 3 特に土留工を施工した場合の埋戻しにおいては、土留工の撤去に伴う沈下を防止する措置を講じなければならない。
- 4 埋戻しの施工状態について、必要に応じて「一般土木工事等共通仕様書」に基づく管理結果を道路管理者へ提出しなければならない。
- 5 占用工事に使用する資材については、「米原市道路路面復旧基準」の定めるところにより施工するものとする。

#### (仮復旧)

第13条 掘削した部分は、原則として加熱アスファルト合材により仮復旧し、交通開放しなければならない。ただし、砂利道、歩道のほか、特に道路管理者の承認を得たものについては埋め戻し完了後直ちに本復旧できるものとする。

- 2 仮復旧は、申請者において埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。
- 3 仮復旧については、区画線や道路標示も必ず同時に施工し、その完了前に交通開放してはならない。ただし、区画線等の復旧の方法については、公安委員会および道路管理者と協議し承認を得た場合は、この限りではない。

#### (仮復旧路面の維持)

第14条 申請者は、本復旧工事施工までの間は常に仮復旧箇所を巡回し、その路面に不良箇所等が生じたときは直ちに修復しなければならない。

- 2 別途市道工事により、本復旧工事を道路管理者が行う場合は、仮復旧工事の検査合格後から道路管理者の本復旧工事着工までの間、申請者が仮復旧区間の路面を維持するものとする。
- 3 申請者の管理期間中に陥没の予兆が確認された場合は、舗装面の補修に止まらず、道路管理者に連絡の上、陥没原因の調査等を行わなければならない。

#### (本復旧の時期)

第15条 第13条第1項に基づく仮復旧工事を行わない本復旧工事は、埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。

- 2 仮復旧工事を行った場合の本復旧工事は、自然転圧期間を経た後に仮復旧工事検査を受け、合格後速やかに施工しなければならない。ただし、本復旧工事に際しては道路管理者に届出なければならない。なお、自然転圧期間は3か月程度とするが、道路状況によっては、道路管理者との協議により、この期間を延長あるいは短縮することができる。

#### (コンクリート舗装の復旧)

第16条 車道のセメントコンクリート舗装による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

#### (歩道の復旧)

第17条 歩道の復旧のうち、乗入部については、乗用、小型貨物のみが出入りする場合には、1号の本復旧とする。その他の車両が乗入する場合には、前面道路と同様の舗装構成とする。

#### (工事中の指示)

第18条 申請者は、工事施工中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において施工中随時必要と認める検査をするときはこれを拒むことはできない。また、検査に必要な材料、

器具および労力は、遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替、混合物の不良、仕上がり厚さの不足等による打替えその他の処置については、遅滞なく道路管理者の指示に従わなければならない。

(完了)

第19条 申請者は、本復旧工事または仮復旧工事完了後、速やかに、工事完了届（規則様式第5号）および工事完了確認依頼書（別紙1）を道路管理者に提出しなければならない。

(検査)

第20条 道路管理者は、前条の完了届を受理したときは、原則として受理の日から14日以内に検査を行うものとし、検査に合格したときは、工事完了確認書（別紙1）を作成し交付するものとする。なお、検査の実施に当たっては、道路管理者が申請者の立会いを求める場合がある。

2 前項の検査の結果、指摘事項がある場合は、道路管理者は手直し命令書（別紙2）によって手直しを命ずるものとし、申請者は命令どおりの手直し工事を速やかに完了のうえ、再度工事完了届（規則様式第5号）を道路管理者に提出し、再検査を受けなければならない。

(疑義の処理)

第21条 この要領について疑義が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議しなければならない。

付則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

### 工事完了確認依頼書

年 月 日

米原市長 様

住所  
氏名

道路占用工事が完了しましたので、米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領第19条の規定により届けます。

許可日または承認日	<input type="checkbox"/> 道路法第24条 ( 第 号 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 道路法第32条 ( 第 号 年 月 日 )
路線名	市道 線
場所	米原市 地先
復旧方法	仮復旧 号 ・ 本復旧 号 ・ その他 ( )
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	

---

### 工事完了確認書

年 月 日

(道路占有者)

様

米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領第19条の規定により届出のあった上記工事については、工事の完了を確認しました。

道路管理者

## 手直し命令書

許可日または承認日	<input type="checkbox"/> 道路法第24条（ 第 号 年 月 日） <input type="checkbox"/> 道路法第32条（ 第 号 年 月 日）
路線名	市道 線
場所	米原市 地先
復旧方法	仮復旧 号 ・ 本復旧 号 ・ その他（ ）
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
指示事項	

上記について、米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領第20条の規定により手直しを命じます。

年 月 日

申請者 様

道路管理者